

平成29年第1回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 2 号	平成29年度石川県一般会計予算……………	1
議案第 3 号	平成29年度石川県証紙特別会計予算……………	13
議案第 4 号	平成29年度石川県土地取得特別会計予算……………	15
議案第 5 号	平成29年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………	17
議案第 6 号	平成29年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算……………	21
議案第 7 号	平成29年度石川県就農支援資金特別会計予算……………	23
議案第 8 号	平成29年度石川県林業改善資金特別会計予算……………	25
議案第 9 号	平成29年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………	27
議案第10号	平成29年度石川県公営競馬特別会計予算……………	29
議案第11号	平成29年度石川県港湾整備特別会計予算……………	35
議案第12号	平成29年度石川県流域下水道特別会計予算……………	39
議案第13号	平成29年度石川県育英資金特別会計予算……………	45
議案第14号	平成29年度石川県公債管理特別会計予算……………	47
議案第15号	平成29年度石川県立中央病院事業会計予算……………	51
議案第16号	平成29年度石川県立高松病院事業会計予算……………	55
議案第17号	平成29年度石川県港湾土地造成事業会計予算……………	57
議案第18号	平成29年度石川県水道用水供給事業会計予算……………	59

議案第 2 号

平成29年度石川県一般会計予算

平成29年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ532,124,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は45,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年 2 月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 税		千円 141,100,000
	1 県 民 税	47,292,600
	2 事 業 税	31,796,000
	3 地 方 消 費 税	28,600,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,400,000
	5 県 た ば こ 税	1,284,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	508,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,423,000
	8 軽 油 引 取 税	9,983,000
	9 自 動 車 税	17,417,000
	10 鉦 区 税	400
	11 狩 猟 税	11,000
	12 核 燃 料 税	385,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		42,400,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	42,400,000
3 地 方 譲 与 税		20,610,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	18,500,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,000,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	100,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	10,000

款	項	金額
4 地方特例交付金		千円 441,000
	1 地方特例交付金	441,000
5 地方交付税		123,600,000
	1 地方交付税	123,600,000
6 交通安全対策特別交付金		286,000
	1 交通安全対策特別交付金	286,000
7 分担金及び負担金		2,978,965
	1 分担金	179,980
	2 負担金	2,798,985
8 使用料及び手数料		7,976,540
	1 使用料	6,121,821
	2 手数料	1,854,719
9 国庫支出金		52,908,016
	1 国庫負担金	28,843,661
	2 国庫補助金	22,972,789
	3 国庫委託金	1,091,566
10 財産収入		499,876
	1 財産運用収入	270,757
	2 財産売払収入	229,119
11 寄附金		6,500
	1 寄附金	6,500
12 繰入金		14,861,959
	1 特別会計繰入金	333,087

款	項	金額
	2 基金繰入金	14,528,872
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		49,717,143
	1 延滞金、加算金及び過料等	220,714
	2 県預金利子	1,870
	3 貸付金元利収入	35,229,895
	4 受託事業収入	6,216,163
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雑収入	4,248,501
15 県債		74,738,000
	1 県債	74,738,000
歳入合計		532,124,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,180,843
	1 議 会 費	1,180,843
2 総 務 費		69,278,810
	1 総 務 管 理 費	10,238,099
	2 徴 税 費	55,415,389
	3 市 町 村 振 興 費	1,260,243
	4 選 挙 費	586,407
	5 防 災 救 助 費	1,493,427
	6 人 事 委 員 会 費	93,970
	7 監 査 委 員 費	191,275
3 企 画 振 興 費		20,658,834
	1 企 画 振 興 費	20,658,834
4 県 民 文 化 ス ポ ー ツ 費		4,683,834
	1 県 民 費	1,230,869
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	3,452,965
5 健 康 福 祉 費		83,666,023
	1 高 齢 者 福 祉 費	33,254,574
	2 子 育 て 福 祉 費	13,857,236
	3 障 害 福 祉 費	10,306,579
	4 地 域 福 祉 費	15,293,891
	5 健 康 推 進 費	4,755,906
	6 生 活 衛 生 費	185,810

款	項	金額
	7 医 薬 看 護 費	6,012,027 <small>千円</small>
6 生 活 環 境 費		1,831,571
	1 生 活 環 境 費	1,831,571
7 商 工 労 働 費		35,573,897
	1 商 工 費	33,974,939
	2 労 働 費	1,511,626
	3 労 働 委 員 会 費	87,332
8 観 光 費		2,579,709
	1 観 光 戦 略 推 進 費	2,579,709
9 農 林 水 産 業 費		30,187,284
	1 農 業 費	13,693,777
	2 畜 産 業 費	1,003,262
	3 農 地 費	7,816,139
	4 林 業 費	5,089,369
	5 水 産 業 費	2,584,737
10 土 木 費		56,051,622
	1 土 木 管 理 費	1,478,076
	2 道 路 橋 り よ う 費	31,117,758
	3 河 川 海 岸 費	11,280,262
	4 港 湾 費	3,129,887
	5 都 市 計 画 費	6,919,692
	6 建 築 住 宅 費	2,125,947
11 警 察 費		24,145,802

款	項	金 額
	1 警 察 管 理 費	22,657,081
	2 警 察 活 動 費	1,488,721
12 教 育 費		102,589,505
	1 教 育 総 務 費	12,542,511
	2 小 中 学 校 費	55,798,369
	3 高 等 学 校 費	23,308,665
	4 特 別 支 援 学 校 費	8,720,124
	5 社 会 教 育 費	2,100,928
	6 保 健 体 育 費	118,908
13 災 害 復 旧 費		3,947,254
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,249,073
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,698,181
14 公 債 費		95,549,012
	1 公 債 費	95,549,012
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		532,124,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
旅 費 支 給 費	平 成 30 年 度	千円 3,659
ドクターヘリ運航事業費	自 平成30年度 至 平成33年度	1,010,368
石川県産業創出支援機構が行ういしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資金の損失補償	自 平成29年度 至 平成48年度	59,000千円及び延納利息相当額
工 業 用 地 造 成 費	平 成 30 年 度	330,000
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成29年度 至 平成46年度	1,685,000
経営安定支援融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成29年度 至 平成41年度	786,000
ニッチトップ企業等育成支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成29年度 至 平成46年度	64,000
離職者等高度人材養成推進事業費	平 成 30 年 度	106,175
デュアルシステム実施事業費	平 成 30 年 度	17,078
平成29年度農業農村整備事業費	平 成 30 年 度 平 成 31 年 度	29,000
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 平成29年度 至 平成85年度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける353,000千円の元利金（遅延損害金を含む）及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
漁 業 取 締 船 建 造 費	平 成 30 年 度	120,000
平 成 29 年 度 漁 港 建 設 費	平 成 30 年 度	30,000
県央土木総合事務所等移転事業費	平 成 30 年 度	3,008,000
平 成 29 年 度 道 路 建 設 費	平 成 30 年 度 平 成 31 年 度	3,150,000
平 成 29 年 度 道 路 整 備 費	平 成 30 年 度	500,000
平 成 29 年 度 河 川 改 良 費	平 成 30 年 度	100,000
平 成 29 年 度 街 路 事 業 費	平 成 30 年 度	120,000
平 成 29 年 度 公 園 整 備 費	自 平成30年度 至 平成32年度	1,941,000
平 成 29 年 度 公 営 住 宅 建 設 費	平 成 30 年 度	591,000
香林坊地下駐車場融資金償還費	自 平成30年度 至 平成47年度	832,500

事 項	期 間	限 度 額
寺 井 警 察 署 庁 舎 建 設 費	平 成 30 年 度	752,000 <small>千円</small>

議案第二号 平成二十九年石川県一般会計予算 債務負担行為

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光振興費	17,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
農業農村整備事業費	1,004,000			
農地防災事業費	261,000			
国直轄土地改良事業費負担金	222,000			
造林費	4,000			
林道費	200,000			
治山費	606,000			
国直轄治山事業費負担金	81,000			
水産業振興費	600,000			
漁港管理費	4,000			
漁港建設費	200,000			
土木総務費	853,000			
道路建設費	6,250,000			
道路整備費	4,061,000			
国直轄道路事業費負担金	3,448,000			
河川改良費	1,924,000			
国直轄河川事業費負担金	941,000			
河川総合開発事業費	128,000			
河川整備費	156,000			
砂防地すべり対策費	1,264,000			
国直轄砂防事業費負担金	506,000			
砂防地すべり防止施設整備費	180,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸保全費	270,000			
国直轄海岸事業費負担金	241,000			
港湾管理費	444,000			
港湾改良費	202,000			
国直轄港湾事業費負担金	887,000			
街路事業費	503,000			
都市計画整備費	98,000			
公園整備費	671,000			
公営住宅建設費	505,000			
建築指導費	101,000			
警察施設費	328,000			
交通指導取締費	365,000			
小学校教職員費	1,400,000			
中学校教職員費	400,000			
全日制高等学校管理費	36,000			
高等学校整備費	1,361,000			
特別支援学校管理費	106,000			
特別支援学校整備費	469,000			
耕地災害復旧事業費	13,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	57,000			
林道災害復旧事業費	27,000			
漁港災害復旧事業費	26,000			
土木施設災害復旧費	770,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国直轄災害復旧費負担金	26,000			
港湾災害復旧費	95,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
企画振興総務費	34,000			
国直轄空港事業費負担金	36,000			
交通対策費	14,953,000			
男女共同参画費	29,000			
文化振興費	161,000			
スポーツ振興費	74,000			
臨時財政対策費	27,100,000			
計	74,738,000			

議案第 3 号

平成29年度石川県証紙特別会計予算

平成29年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,991,842千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 3,991,841
	1 証紙収入	3,991,841
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,991,842

歳出

款	項	金額
1 証紙管理費		千円 3,991,842
	1 証紙管理費	3,991,842
歳出合計		3,991,842

議案第三号 平成二十九年度石川県証紙特別会計予算

議案第 4 号

平成29年度石川県土地取得特別会計予算

平成29年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,583千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,582 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	1,582
2 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		1,583

歳出

款	項	金額
1 土地取得費		1,583 <small>千円</small>
	1 土地取得費	1,583
歳出合計		1,583

議案第四号 平成二十九年度石川県土地取得特別会計予算

議案第5号

平成29年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 7,090
	1 繰入金	7,090
2 貸付金元利収入		88,775
	1 貸付金元利収入	88,775
3 繰越金		19,318
	1 繰越金	19,318
4 諸収入		11,067
	1 雑収入	11,067
5 県債		14,000
	1 県債	14,000
歳入合計		140,250

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 140,250
	1 母子父子寡婦福祉資金費	140,250
歳出合計		140,250

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 14,000	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による。
計	14,000			

議案第五号 平成二十九年 度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第 6 号

平成29年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成29年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703,916千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 990
	1 繰入金	990
2 貸付金元利収入		410,862
	1 貸付金元利収入	410,862
3 繰越金		290,064
	1 繰越金	290,064
4 諸収入		2,000
	1 雑収入	2,000
歳入合計		703,916

歳出

款	項	金額
1 商工労働費		千円 703,916
	1 中小企業近代化促進費	703,916
歳出合計		703,916

議案第六号 平成二十九年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

議案第 7 号

平成29年度石川県就農支援資金特別会計予算

平成29年度の石川県就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,352千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 48
	1 繰入金	48
2 貸付金元利収入		7,300
	1 貸付金元利収入	7,300
3 諸収入		1,004
	1 雑収入	1,004
歳入合計		8,352

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 8,352
	1 就農支援資金費	8,352
歳出合計		8,352

議案第七号 平成二十九年度石川県就農支援資金特別会計予算

議案第 8 号

平成29年度石川県林業改善資金特別会計予算

平成29年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,353千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,351
	1 繰入金	1,351
2 貸付金元利収入		7,031
	1 貸付金元利収入	7,031
3 繰越金		67,968
	1 繰越金	67,968
4 諸収入		3
	1 雑収入	3
歳入合計		76,353

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 76,351
	1 林業改善資金費	76,351
2 予備費		2
	1 予備費	2
歳出合計		76,353

議案第 9 号

平成29年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成29年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,035千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,034
	1 繰入金	1,034
2 貸付金元利収入		16,564
	1 貸付金元利収入	16,564
3 繰越金		63,436
	1 繰越金	63,436
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		81,035

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 81,034
	1 沿岸漁業改善資金費	81,034
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		81,035

議案第九号 平成二十九年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第10号

平成29年度石川県公営競馬特別会計予算

平成29年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,060,816千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 収益事業収入		12,894,767 ^{千円}
	1 収益事業収入	12,894,767
2 使用料及び手数料		4,373
	1 手数料	4,373
3 国庫支出金		57,000
	1 国庫補助金	57,000
4 財産収入		71,345
	1 財産運用収入	71,341
	2 財産売払収入	4
5 繰入金		42
	1 繰入金	42
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		797,288
	1 雑収入	797,288
8 県債		236,000
	1 県債	236,000
歳入合計		14,060,816

歳 出		
款	項	金 額
1 公 営 競 馬 費		千円 14,060,816
	1 公 営 競 馬 費	14,060,747
	2 公 債 費	69
歳 出 合 計		14,060,816

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
スタ ン ド 棟 耐 震 改 修 費	平 成 30 年 度	千円 766,411

議案第十号 平成二十九年 度石川県公営競馬特別会計予算

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 営 競 馬 費	千円 236,000	普通貸借又は は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついで、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は 繰上償還が できる。
計	236,000			

議案第十号 平成二十九年石川県公営競馬特別会計予算

議案第11号

平成29年度石川県港湾整備特別会計予算

平成29年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,252,907千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 278,838
	1 使用料	278,838
2 繰入金		183,550
	1 繰入金	183,550
3 諸収入		100,519
	1 雑収入	100,519
4 県債		690,000
	1 県債	690,000
歳入合計		1,252,907

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 1,252,907
	1 管理費	123,805
	2 整備費	591,000
	3 公債費	538,102
歳出合計		1,252,907

議案第十一号 平成二十九年石川県港湾整備特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 690,000	普通貸借又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は 繰上償還することができ る。
計	690,000			

議案第十一号 平成二十九年石川県港湾整備特別会計予算

議案第12号

平成29年度石川県流域下水道特別会計予算

平成29年度の石川県流域下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,142,377千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成29年2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,790,923
	1 負担金	1,790,923
2 使用料及び手数料		430
	1 使用料	430
3 国庫支出金		598,500
	1 国庫補助金	598,500
4 財産収入		159
	1 財産運用収入	159
5 繰入金		348,065
	1 繰入金	348,065
6 諸収入		141,300
	1 雑収入	141,300
7 県債		263,000
	1 県債	263,000
歳入合計		3,142,377

歳出

款	項	金額
1 流域下水道事業費		千円 3,142,377
	1 建設費	1,078,950
	2 管理費	1,296,884

款	項	金額
	3 公 債 費	千円 766,543
歳 出 合 計		3,142,377

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度犀川左岸流域下水道事業費	平成30年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 315,000

議案第十二号 平成二十九年石川県流域下水道特別会計予算

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	千円 263,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れつつ率を行っにおいて、当該利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。
計	263,000			

議案第十二号 平成二十九年石川県流域下水道特別会計予算

議案第13号

平成29年度石川県育英資金特別会計予算

平成29年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352,911千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,613 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	1,613
2 繰入金		17,271
	1 繰入金	17,271
3 貸付金元利収入		303,614
	1 貸付金元利収入	303,614
4 繰越金		13,782
	1 繰越金	13,782
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		14,131
	1 雑収入	14,131
歳入合計		352,911

歳出

款	項	金額
1 教育費		352,911 <small>千円</small>
	1 育英資金費	352,911
歳出合計		352,911

議案第十三号 平成二十九年石川県育英資金特別会計予算

議案第14号

平成29年度石川県公債管理特別会計予算

平成29年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,248,979千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成29年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 95,475,979
	1 繰入金	95,475,979
2 県債		66,773,000
	1 県債	66,773,000
歳入合計		162,248,979

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 162,248,979
	1 公債費	162,248,979
歳出合計		162,248,979

議案第十四号 平成二十九年石川県公債管理特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債費	千円 66,773,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れの利率を行つた後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。
計	66,773,000			

議案第十四号 平成二十九年石川県公債管理特別会計予算

議案第15号

平成29年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床 662床

(2) 年間延患者数

入院患者 171,652人 外来患者 269,376人

(3) 1日平均患者数

入院患者 470人 外来患者 1,104人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費 5,253,000千円

新病院整備費 14,959,968千円

(うち債務負担行為額 517,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 20,683,895千円

第1項 医業収益 19,369,494千円

第2項 医業外収益 1,314,381千円

第3項 特別利益 20千円

支 出

第1款 病院事業費用 20,799,417千円

第1項 医業費用 19,853,984千円

第2項 医業外費用 169,053千円

第3項 特別損失 776,380千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額853,445千円は、過年度分損益勘定留保資金806,672千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,773千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	20,364,617千円
第1項 企 業 債	19,673,000千円
第2項 他 会 計 負 担 金	691,607千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	10千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	21,218,062千円
第1項 病 院 建 設 改 良 費	19,695,968千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,522,094千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等業務委託費	平成30年度	730,000千円
現病院解体費	平成30年度	2,544,000千円
平成29年度新病院整備費	平成30年度	517,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
資 産 購 入 費	5,231,000 ^{千円}	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他 の場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。
施 設 整 備 費	14,442,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 9,318,579千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、201,174千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,037,314千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療器械	磁気共鳴断層撮影装置	一式
医療器械	全身用コンピュータ断層撮影装置	一式
医療器械	血管造影装置	一式
医療器械	生理検査装置	一式
医療器械	生体情報管理装置	一式
医療器械	医用画像管理装置	一式
電子計算機	医療情報総合システム	一式

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第16号

平成29年度石川県立高松病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度の石川県立高松病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床 400床

(2) 年間延患者数

入院患者 126,564人 外来患者 29,020人

(3) 1日平均患者数

入院患者 347人 外来患者 119人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費 49,226千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 3,396,169千円

第1項 医業収益 2,357,303千円

第2項 医業外収益 1,038,856千円

第3項 特別利益 10千円

支 出

第1款 病院事業費用 3,178,483千円

第1項 医業費用 3,112,956千円

第2項 医業外費用 65,517千円

第3項 特別損失 10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額108,719千円は、過年度分損益勘定留保資金108,647千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入 170,913千円

第1項 企業債	46,000千円
第2項 他会計負担金	124,903千円
第3項 固定資産売却代金	10千円
支出	
第1款 資本的支出	279,632千円
第1項 病院建設改良費	49,226千円
第2項 企業債償還金	230,406千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	46,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 2,248,352千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,039千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、383,176千円と定める。

平成29年 2月22日提出

石川県知事 谷本正憲

議案第17号

平成29年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大田工業用地	730m ²

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	49m ²
大田工業用地	3,800m ²
湊町都市再開発用地	3,384m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾土地造成事業収益	10,829千円
第1項 営業収益	7,300千円
第2項 営業外収益	3,529千円

支出

第1款 港湾土地造成事業費用	7,065千円
第1項 営業費用	7,055千円
第2項 営業外費用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

平成29年2月22日提出

石川県知事 谷本正憲

議案第18号

平成29年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860 ^{m³}
(2) 年間有収水量	53,405,340 ^{m³}
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	893,625千円
(うち債務負担行為額)	210,000千円)
送水施設建設改良 事業費	4,540,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	6,194,220千円
第1項 営業収益	5,803,801千円
第2項 営業外収益	390,419千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,906,625千円
第1項 営業費用	5,719,484千円
第2項 営業外費用	187,141千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,837,591千円は、過年度分損益勘定留保資金3,561,767千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額275,824千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	4,063,885千円
第1項 企業債	4,040,000千円
第2項 他会計出資金	11,885千円
第3項 他会計借入金	12,000千円

支 出

第1款 資本的支出	7,901,476千円
第1項 建設改良費	4,723,625千円
第2項 企業債償還金	3,051,851千円
第3項 他会計借入金償還金	126,000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
固定資産改良費	平成30年度	210,000千円
送水施設建設改良事業費	平成30年度	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送水施設建設改良事業費	千円 4,040,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	471,257千円
-------	-----------

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、782千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、126,920千円と定める。

平成29年2月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲